

機 密 保 持 誓 約 書

令和8年  月  日

岡山県知事 伊原木 隆太 殿

名 称  
所 在 地  
代 表 者

印

私（以下「甲」という。）は、岡山県（以下「乙」という。）に対し、岡山県立学校学習系インターネット接続用機器等整備業務に係る仕様書等の交付に際し、次のことを誓約します。

記

- 本目的における機密情報とは、乙が本目的を遂行する上で必要があると認め、機密表示をし、開示する全ての情報及び甲が作業上知り得た乙の非公開情報をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報は、この限りではない。
  - 開示の時点ですでに公知のもの又は甲の責めによらず公知となった情報
  - 甲が事前に乙の承諾を得て公開した情報
  - 第三者から機密保持義務を負うことなく甲が正当に入手した情報
  - 開示の時点ですでに甲が保持している情報
  - 開示及び本作業上知り得た全ての機密情報によらないで、甲が独自に創作した情報
- 前項の機密情報には、機密情報を含む可能性のある全ての有形資料及び電子情報のうち、次の各号に該当するものを含むものとする。
  - 乙が提供した一切の資料
  - 前号の複製・要約・その他二次的資料
  - 電子メール、FAX及び郵便物などの資料
- 甲は、本目的を遂行する上で知る必要のある自己の役員及び従業員以外に、乙から開示された機密情報を開示又は漏えいしてはならない。
- 甲は乙から開示された情報を第三者に開示又は漏えいしてはならない。
- 甲は乙から開示された機密情報について複製が必要なときは、事前に乙の承諾を受けるものとする。
- 甲は、本目的を遂行する上で知り得る必要のある範囲内で第三者に機密情報を開示する場合は、事前に乙の承諾を得た上で、第三者に開示するものとする。
- 甲は、前項により、機密情報を開示する第三者に対し、本誓約と同様の機密保持誓約をさせるものとする。
- 甲は、本目的を遂行する上で、すべての成果物等が第三者の著作権、特許権及びその他の権利を侵害しないよう適切な措置をとるものとする。
- 前項の場合、第三者により乙に対して著作権、特許権及びその他の権利侵害を理由として請求があった場合には、甲の自己の責任及び費用でこれを解決する。
- 本誓約6で定める第三者が本誓約に違反した場合には、甲は第三者と連帯して、乙に責任を負うものとする。
- 甲は、乙により請求された場合又は本目的が終了した場合には、機密情報に関する一切の書類、資料及びその他複製品を速やかに乙に返却するものとする。
- 甲は、本目的を遂行する上で機密情報を知る必要のある自己の役員、従業員及び本誓約の6で定める第三者に、本誓約の内容を遵守させるものとする。
- 本誓約書に定める機密保持の期間は無期限とする。
- 甲又は本誓約6で定める第三者が、本誓約のいずれかの規定に違反した場合又は乙の機密を漏えいしたことが明らかになった場合には、甲は、乙に直接生じた通常の損害に対して、賠償の責めを負うものとする。